

小規模多機能センターあさひ

12 利用料金（2024年4月1日現在）

サービスを利用した場合の「利用料金」は以下のとおりであり、あなた様からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）基本利用料（利用料＋基本加算）

○介護給付（月定額制）

基本利用料		介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
自己負担	1割(月)	10,458円	15,370円	22,359円	24,677円	27,209円
	※日割り	344円	506円	735円	812円	895円
自己負担	2割(月)	20,916円	30,740円	44,718円	49,354円	54,418円
	※日割り	688円	1,012円	1,470円	1,624円	1,790円
自己負担	3割(月)	31,374円	46,110円	67,077円	74,031円	81,625円
	※日割り	1,032円	1,518円	2,205円	2,436円	2,685円

※介護保険料を滞納（2年以上）されますと3割負担になります。

○予防給付（月定額制）

基本利用料		1割	2割	3割
自己負担	支援1	3,450円	6,900円	10,350円
	※日割り	113円	226円	339円
自己負担	支援2	6,972円	13,944円	20,916円
	※日割り	229円	458円	687円

※介護給付・予防給付とも、月の途中で利用を開始した場合は、日割り計算になります。

（2）加算と算定要件：1割負担

以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の負担額が加算されます。（以下掲載の金額は1割負担の例示です。一定以上の所得のある方は2割又は3割負担となります。）

加算	算定要件	負担額
サービス提供体制強化加算 (共通加算)	① 介護福祉士 70%以上または 勤続 10年以上介護福祉士 25%以上	①：750円(月)
	② 介護福祉士が 50%以上。	②：640円(月)
	③ 常勤職員 60%以上、介護福祉士 40%以上、 勤続 7年以上の者が 30%以上の、いずれか。	③：350円(月)

総合マネジメント体制強化加算Ⅰ (共通加算)	介護支援専門員や介護職員、その他関係者により介護計画の随時適切な見直しを行っている。 日常的に地域住民との交流を図り、利用者の状態に応じて地域の行事等に積極的に参加している。	1,200円(月)
訪問体制強化加算 (共通加算)	訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置していること。 訪問サービスの提供回数が1月あたり200回以上であること。	1,000円(月)
認知症加算 (該当者加算)	① 認知症加算(Ⅰ) 認知症介護実践者研修リーダー研修修了者を配置し、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対し、専門的なケアを実施及び必要な会議を定期的で開催している事。その他、認知症指導者研修を修了し事業所全体の認知症ケアの指導等実施している。 ② 認知症加算(Ⅳ) 要介護2であり、認知症日常生活自立度Ⅱ該当する利用者	① : 920円(月) ② : 460円(月)
初期加算 (該当者加算)	利用開始から30日間について算定。	30円
中山間地域等提供加算 (共通加算)	厚生労働大臣が定める地域(豪雪地帯及び特別豪雪地帯等)に所在する事業所がサービスを行った場合。	一月保険適応単位の10%
科学的介護推進体制加算 (共通加算)	全ての利用者の身体状態、栄養状態、口腔機能、精神状態をデータ化しサービス計画に活用し、介護サービスを行う。	40円/月
介護職員処遇改善加算 (共通加算)	介護職員処遇改善交付金を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして創設。(令和6年5月分まで算定)	一月保険適応単位数の10.2%
介護職員等特定処遇改善加算 (共通加算)	介護人材確保のため他の職員も含めて、更なる処遇改善を進めるための加算 (令和6年5月分まで算定)	一月保険適応単位数の1.2%
介護職員等ベースアップ等支援加算 (共通加算)	人材確保・職員の定着率の向上とサービスの質の向上のための加算 (令和6年5月分まで算定)	一月保健適応単位数の1.7%
介護職員等処遇改善加算Ⅰ (共通加算)	介護職員の人材確保を更に推し進め、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年6月以降、処遇改善に係る加算の1本化と加算率の引き上げを行う。 (令和6年6月分より算定)	一月保険適応単位数の14.6%

- ・サービス提供体制加算は算定要件により①～③を算定します。
- ・認知症加算は①あるは②に該当する方を算定します。

- ・訪問体制強化加算は介護度1～5の方対象です。支援1、2の方は算定しません。また、事業所の体制によっては訪問体制強化加算を算定しないこともあります。

(3) 介護保険給付・予防給付外費用及びその他のサービス

介護保険給付・予防給付外サービスは全額自己負担していただきます。

①食費及び宿泊費

宿泊費（光熱水費相当）	1泊 600円
食費（食材料費＋調理コスト）	朝食 470円 昼食 560円 夕食 560円

②その他のサービス

種類	内容	利用料
寝具代	・宿泊時の寝具	1泊 100円
洗濯代	・施設で可能な洗濯物。	1回 100円
おやつ、飲み物代	・行事のお菓子、水分補給用の飲み物など。	無料
*日用品費	・トイレトーパー、シャンプー、せっけんなど。	
*教養娯楽費	・行事、余暇材料費など。	

*利用者の希望によって、事業所が提供する場合はご負担いただく時もあります。